

平成 28 年 6 月 3 日

厚生労働省 年金局  
企業年金国民年金基金課 御中

一般社団法人 信託協会  
年金専門委員会

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法  
等の一部を改正する法律附則第十六条第一項第一号及び第二号  
イに規定する自主解散型加算金利率の一部を改正する告示案等」  
に関する意見

平成 28 年 5 月 18 日付で意見募集のあった「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保の  
ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項第一号及び第二号イに  
規定する自主解散型加算金利率の一部を改正する告示案等に関する御意見募集（パブリッ  
クコメント）について」に関する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、  
何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する自主解散型加算金利率の一部を改正する告示案等」に関する意見

項番	内容
1	<p>旧法による納付猶予(*)の付利利率は、下限が零であったが、一方で今回は下限が0.01%になっている。取り扱いが変更された理由をご教示願いたい。</p> <p>(*) 健全化法による改正前の厚生年金保険法附則第34条(項番2において同じ)</p>
2	<p>旧法による納付猶予の付利利率は、零以上となった場合でも平成21年度から当該利率の合算で零を下回った場合は、当該利率を零としていた。自主解散型加算金利率・清算型加算金利率についても同様の取扱いを予定しているか。</p> <p>なお、旧法による納付猶予の付利利率は年度毎の変動利率であるが、自主解散型加算金利率・清算型加算金利率は固定利率となっており、必ずしも従前と同様の取扱いとなるとは限らないと考えている。</p>
3	<p>パブリックコメントにおいて、「利率は、当年度4月に発行される10年国債の応募者利回り(当該利率が前年度1年間における10年国債の応募者利回りの平均を上回る場合には、当該平均の利率)とする。ただし、当該利率が零以下となる場合には、0.01%とする。」とされている。</p> <p>一方で、財務省から開示される10年国債応募者利回りは%表示で小数点以下3ケタまで表示されるため、当該利率は0.001%~0.009%になり得るが、当該利率が零以下となり0.01%とした場合と逆転するため、端数の取扱いを明確化すべきと考える。</p> <p>当該告示案は、下限を0.01%とする趣旨とした場合、以下の2つの案が合理的と考えられるが、いずれの取扱いとなるか。</p> <p>(a) 応募者利回りを%表示で小数点以下2ケタに端数処理のうえ、判定することを明確化する。</p> <p>(b) 「当該利率が零以下となる場合には、0.01%とする」の部分で、「当該利率が0.01%以下となる場合には、0.01%とする」と改める。</p>